別記様式第29号(第13条第1項関係)

広大

年　　月　　日

情報公開・個人情報保護審査会　御中

広島大学長

諮問書

個人情報の保護に関する法律第82条の規定に基づく開示決定等について，別紙のとおり，審査請求があったので，同法第105条第1項の規定に基づき諮問します。

(別紙)

|  |  |
| --- | --- |
| 1　審査請求に係る保有個人情報の名称等 | 　 |
| 2　審査請求に係る開示決定等(開示決定等の種類)□開示決定□一部開示決定(該当不開示条項)□不開示決定(該当不開示条項) | (1)　開示決定等の日付、記号番号(2)　開示決定等をした者(3)　開示決定等の概要 |
| 3　審査請求 | (1)　審査請求日(2)　審査請求人(3)　審査請求の趣旨 |
| 4　諮問の理由 | 　 |
| 5　参加人等 | 　 |
| 6　添付書類等 | ①　保有個人情報開示請求書(写し)②　保有個人情報の開示をする旨の決定について(通知)(写し)又は保有個人情報の開示をしない旨の決定について(通知)(写し)③　審査請求書(写し)④　理由説明書⑤　開示の実施を行った保有個人情報が記載された法人文書(写し)⑥　その他参考資料 |
| 7　諮問庁担当課，担当者名電話番号，ＦＡＸ番号，メールアドレス，住所等 |  |

(注1)　2の「(開示決定等の種類)」については，該当する開示決定等の□をチェックすること。

また，一部開示決定又は不開示決定の場合には，該当不開示条項(個人情報の保護に関する法律第78条各号，第81条又は文書不存在)を記載すること。

(注2)　4の「諮問の理由」については，例えば，「原処分維持が適当と考えるため。」，「全部開示とすることが適当と考えるが，第三者の反対意見書が提出されているため。」など，諮問を必要とする理由を簡潔に記述すること。

(注3)　6の⑥の「その他参考資料」とは，例えば，第三者から反対意見書が提出されている場合の当該反対意見書や，行政不服審査法第11条の総代，第12条の代理人又は第13条の参加人の選任又は決定がなされている場合のそれを示す書面，個人情報の保護に関する法律第83条第2項又は第84条の規定に基づく開示決定等の期限に係る通知の写し等である。